

記録的な豪雪に対する緊急財政支援等に関する意見書

秋田市では、昨年12月1カ月間の積雪量が観測史上最高を記録し、その後も断続的な降雪に見舞われている。このような本市の雪対策機能を大幅に上回る記録的な豪雪により、JRや路線バスの運休、幹線道路や生活道路の不通など交通機関がマヒし、ごみ収集の遅延や流通の混乱による食料品等の品薄・価格高騰、農業被害など市民生活にこれまでにない甚大な影響を与えている。

現在、市民生活の安全と安定を早急に確保するため、小中学校の通学路や通勤・通学のバス路線、生活道路の除排雪に全力を挙げているところであるが、かつてない豪雪のため除排雪経費が当初予算を大幅に上回り、多大な財政負担となっている。例年これから降雪のピークを迎えることから、除排雪経費のさらなる増加が予想され、本市財政への大きな影響が懸念される。

また、排雪に必要な堆雪場も大幅に不足しており、市民の憩いの場である街区公園や児童遊園地等を緊急に雪捨場として対応しているが、今後これらの場所を現状に復旧させるためには膨大な経費がかかり、除排雪経費とともに多大な財政負担となることは必至である。

このようなことから、国の緊急財政支援は自治体財政上、必要不可欠なものである。

よって、国においては、今回の記録的な豪雪被害に対し、下記事項を緊急に実施していただくよう強く要請するものである。

記

1 特例的財政支援について

- (1) 除排雪活動に多大な経費を要していることから、特別交付税の増額配分に十分配慮すること。

- (2) 幹線市町村道の除雪費に対する臨時特例的措置について、補助対象をその他道路まで拡充するとともに、交付税措置されている通年の除雪経費に加え、恒久的な補助制度を創設すること。
- (3) 冬期の生活道路を確保するため、雪寒道路指定路線を見直しし、拡充すること。
- (4) 緊急に雪捨場とした街区公園や児童遊園地、グラウンド等について、現状復旧するための補助制度を創設すること。
- (5) ビニールハウスの倒壊や栽培作物被害及び果樹の樹体被害等雪害による農業被害が増加しており、被災農家の再生産を支援するための補助制度を創設すること。

2 道路特定財源も活用した雪害対策について

冬期における道路機能の維持、向上に必要不可欠な下記経費への補助金として、適用範囲を拡大すること。

(1) 豪雪により増嵩した除排雪経費への補助

ア 車道と歩道の除排雪、堆雪場への運搬、堆雪場管理等の道路除排雪に係る直接経費

イ 豪雪状態の除排雪業務により生ずる上下水道マンホールの蓋等の道路占用施設の損傷や家屋など沿道施設の損傷に対する補償経費等除排雪業務に付随する経費

(2) 融雪後の関連施設の補修、復旧等の経費への補助

ア 豪雪により倒壊、破損したガードレールや側溝、歩車道境界ブロック等道路付属施設の補修、復旧経費

イ 公園、市民グラウンド、調整池及び借り上げた用地の補修・復旧・清掃経費

ウ 堆雪場への占用運搬道路の復旧、補修経費

(3) 今後の豪雪に対応できる本市独自のまちづくりに対する経費への補助

ア 堆雪場として指定する河川敷までの堤防道路の拡幅整備に要

する経費

イ 公園や調整池を堆雪場に転用できるように、出入り口等を改良するための再整備に要する経費

ウ 遊休民地を堆雪場として借り上げるための借地料及び補修・復旧・清掃経費

エ 町内会へ貸与するハンドガイド等簡易な除雪機械・消雪機械等の購入経費や借り上げ経費

3 豪雪対応のまちづくりについて

(1) 円滑な排雪が行えるよう、堆雪場とアクセス道路の整備に係る補助制度を創設すること。

(2) 冬期の通行の危険を減らすため、道路及び歩道への融雪設備設置に係る補助制度を拡充すること。

(3) 豪雪時における道路通行を円滑にするため、幹線道路の堆雪帯の拡幅と生活道路の交差点部の見通しを確保する隅切りの設置に係る補助制度を拡充・創設すること。

(4) 高齢者世帯や障害者世帯が除排雪を業者に依頼して行う際の経費に係る助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年1月24日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	竹	中	平蔵	様
国土交通大臣	北	側	一雄	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	扇		千景	様